

環境

ID 1005440
皆さんの「もったいない」
取り組みを募集します

1 もったいない4コマまんがコンクール

▼募集内容 自分の生活の中で「もったいない」と感じていること、実行していることなどを表現した4コマまんが(1人3点まで)。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

▼申込期限 8月31日(必着)。

2 もったいないAWAワードRD

▼募集内容 「ひと・もの・まち」を大切にすることもったいない運動に取り組んでいる個人・団体。

▼申込期限 7月30日(必着)。

▼賞 1 最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞5点程度 2 会長賞1人(団体)・特別賞若干名。9月上旬に市もったいない運動市民会議URL1で発表。入賞者へは文書で通知し、賞状と副賞を進呈。

▼申込方法 市もったいない運動市民会議事務局(市役所12階・環境政策課内)または各區・田・圃に置いてある応募用紙(市もったいない運動市民会議URL1からも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・Eメール(2)はフ

クスも可)で、〒320-8540市もったいない運動市民会議事務局(環境政策課内) ☎(632)2409、FAX(632)3316、✉mottainai@city.utsunomiya.tochigi.jp<。

ID 1015080
緑のある生活を送ろう
緑化講習会

1 アクアゼリーで作る観葉植物の寄せ植え

▼期日 7月20日(火)。

▼会場 姿川区(西川田町)。

▼費用 1500円(材料費)。

▼申込期間 7月5~16日。

2 リース型プランターの寄せ植え

▼期日 7月31日(土)。

▼会場 豊郷区(岩曾町)。

▼費用 2500円(材料費)。

▼申込期間 7月5~27日。

▼時間 午前10時~正午。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

▼定員 各先着20人。

▼申込方法 電話で、景観みどり課 ☎(632)2885へ。

ID 1006161
7月は
河川愛護月間です

地域の河川は自分たちで守ろうと、市民ボランティアが河川愛護グループを結成し、市内の各河川



で清掃美化活動を実施しています。

現在、55のグループ(市田から閲覧可)が市

河川愛護会に登録し、活動費の一部助成や清掃に必要な消耗品の支給を受けながら、河川の清掃・除草・花の植栽などの河川愛護活動を行っています。

河川愛護会の活動や参加方法について、詳しくは、河川愛護会事務局(河川課内) ☎(632)2689へ。

粗大ごみを修理した
自転車や家具の
再生品を提供(有料)

▼日時 7月16日まで、午前9時~午後5時。公開抽選日は7月17日午前10時~。

▼会場 環境学習センター(茂原町)。

▼申込方法 宇都宮市・上三川町・下野市石橋地区在住の18歳以上の本人が直接、受け付けへ。または環境学習センターURL2から展示品を確認し、専用フォームに必要事項を入力。1人2点まで。

問 環境学習センター ☎(655)6030

ラジコンヘリコプターで水稻への薬剤散布を実施

ID 1006921

- ▼期間 7月下旬~8月中旬。
 - ▼時間 午前5時~正午。幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布。
 - ▼対象地区 平石・豊郷・清原・城山・国本・富屋・篠井・河内・上河内地区。
 - ▼注意事項 散布の際は薬剤の飛散防止など、安全の確保に十分配慮しますが、散布中は散布区域に立ち入らないでください。
 - ▼その他 日程については、決定次第、該当地区の各區に掲示する他、市田・JAうつのみやURL3に掲載します。雨天・強風などで実施困難の場合は、翌日に順延します。
- 問 JAうつのみや米麦課 ☎(625)3388、農林生産流通課 ☎(632)2466

安心・安全

山地災害に
ご注意ください

急な豪雨や台風の上陸などにより、山地崩壊や地すべりなどの山地災害が懸念される季節となりました。事前に避難経路や避難場所を確認し、危険を感じたらすぐに

避難しましょう。

問農林生産流通課 ☎(632)2477、
県東環境森林事務所森づくり課
☎0285(81)9005

もしもの備えを
学びませんか

ID 1003342
応急手当講習会

▼日時 8月8日(日・祝)午前
9時～10時。

▼会場 中央消防署(大曾2丁目)。
▼内容 心肺蘇生法、AED(自
動体外式除細動器) 使用法などの

普通救命講習。再講習も可。

▼定員 先着20人。

▼申込開始 7月3日午前9時。

▼申込方法 直接または電話で、
中央消防署 ☎(625)3453へ。

▼その他 講習会当日までに、パ
ソコンなどで、応急手当WEB講
習(eラーニング)の事前学習
(市☎から受講可)をお願いします。

ID 1020860
食品安全懇話会委員を
募集します

▼任期 10月1日～令和5年9月

30日。

▼内容 年2回程度開催する会議
に出席し意見を述べる。

▼対象 市内に1年以上在住する
20歳以上の人。ただし、市の他の
附属機関の委員や公務員は除く。

▼申込期限 7月30日(必着)。

▼申込方法 生活衛生課(竹林町・
保健所内)または各☎・☎などに
置いてある応募用紙(市☎からも
取り出し可)に必要事項を書き、
直接または送付で、〒321-0974竹林
町972、保健所生活衛生課へ。

土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を 販売します

ID 1012093

- ▼販売方法 抽選による公売。
- ▼抽選日 7月20日(火)。
- ▼抽選時間 1 午前11時～。受け付けは午前10時30分～
10時45分 2 午後2時～。受け付けは午後1時15分～1
時45分 3 午後3時45分～。受け付けは午後3時～3時
30分。
- ▼抽選会場 市役所14階大会議室。
- ▼物件・地積・公売価格など 下の表の通り。
- ▼申込期間 7月5～18日、午前8時30分～午後5時
15分(土・日曜日は午後5時まで)。ただし、郵送の場合、
7月12日(消印有効)まで。
- ▼申込方法 各窓口においてある買受申込書(市☎から
も取り出し可)に必要事項を書き、直接または郵送で、
〒320-8540市役所 1 東部区画整理事業課(市役所
10階) 2 3 西部・北部区画整理事業課(市役所10階)へ。
- ▼その他 詳しくは、各窓口においてある「宅地販売の
ご案内」または市☎をご覧になるか、1 東部区画整理
事業課 ☎(632)2644 2 西部・北部区画整理事業課 ☎
(632)2854 3 ☎(632)2636へお問い合わせください。

	番号	地積(m ²)	公売価格	特徴
1 宇都宮大 学東南部 第1	623	231.21	1,967万5,971円	南東側6m道路・ 北東側8m道路 の角地
	656	264.11	2,205万3,185円	南東側6m道路・ 北西側4m道路
2 岡本駅西	223	114.54	594万4,626円	北側8m道路・ 西側6m道路の 角地
	228	172.93	980万5,131円	西側6m道路
	229	296.95	1,832万1,815円	西側16m道路
3 鶴田第2	183	186.92	1,620万5,964円	南側6m道路
	196	161.95	1,336万0,875円	北側6m道路
	209	195.56	1,613万3,700円	北側6m道路
	215	199.32	1,644万3,900円	北側6m道路

*196・215の地積、公売価格は変更になる場合があります。

▼その他 選考など、詳しくは、
生活衛生課 ☎(626)1110へ。

ID 1004814
悠久の丘での火葬に伴う
副葬品にご注意ください

ひつぎの中に納める副葬品は、
火葬の際に焼骨を傷めることやダ
イオキシンのなどの有害物質が発生
する原因などにもなりますので、
控えてください。

▼特に遠慮いただきたい副葬品
▼焼骨の損傷(変色など)や有害
物質の発生の原因となるもの 化
学合成繊維の洋服や寝具、プラス
チックビーズ製枕などのビニー
ル・プラスチック・ナイロン・ポ
リエステル・化学合成繊維製品。

▼焼骨への焼け付き・爆発の恐れ
があるもの 時計、メガネなどの
ガラス製品、貴金属製品、スプレー
缶、ライター、電池などの危険物。
▼火葬の妨げとなる燃えにくいも
の 厚い書籍、多量のドライアイ
ス、果物など。

▼その他の副葬品 火葬に伴い危
険があるもの。

▼その他 ペースメーカーを使用
していた場合は、必ず火葬前に申
し出てください。

問 悠久の丘 ☎(649)1150、生
活安心課 ☎(632)2866

交通

7月はバス車内事故防止
キャンペーン月間

バス走行中に座席を離れると、転倒などでおぼわぬけがをする場合があります。降りる際には、バスが停留所に着いて完全に止まり、扉が開いてから座席を離れてください。また、バスはやむを得ず急ブレーキをかける場合があります。ご利用の際は、つり革や手すりなどにしっかりつかまってください。

住まい

市営住宅の入居者
7月の募集

▼受付日時 7月7日まで、午前9時～午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター(中央1丁目・東急コミュニケーションセンター)。

▼抽選会 7月9日(金)。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、各図・田などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 宇都宮市営住宅管理センター ☎ (678) 8861、住宅政策課 ☎ (632) 2553

7月は
下水道接続促進強化月間
下水道への早期接続を

公共下水道が使えるようになった地域では、生活排水などは遅滞なく、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道へ接続することが法律で定められています。

本市では、下水道が使える地域で、まだ下水道を利用していないお宅へ職員が戸別訪問し、下水道への接続を案内しています。詳しくは、排水設備指定工事店(市田から閲覧可)へ。

問 サービスセンター ☎ (633) 3127

井戸水使用人数変更などを
お知らせください

現在、「井戸水」(松風台専用水道を含む)を使用している一般家庭の下水道使用料は、使用人数に基づき算定しています。井戸水使用の中止や使用人数の変更があった場合は、サービスセンター ☎ (633) 1300へ。

自転車を正しく賢く利用しましょう

自転車は気軽に便利な乗り物ですが、歩道などに置かれると、歩行者や自転車の通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因にもなります。

きちんと駐輪場を利用しましょう。

市営駐輪場

▼利用料金 4時間まで=無料。4時間超=1日1回100円。

定期料金では学生割引が受けられません(学生割引の対象者=小中学生、高校生、大学生、専門学校生など)。

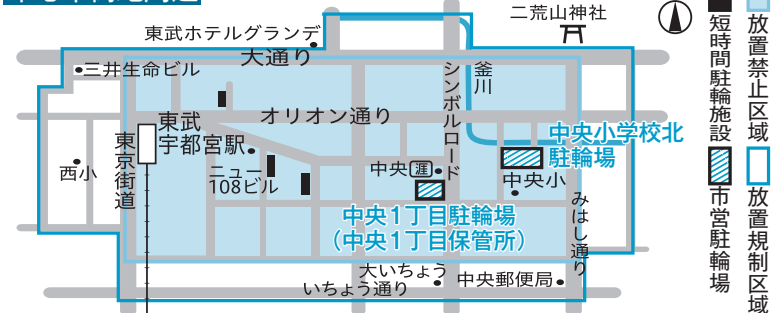
放置自転車

中心市街地や鉄道駅周辺は、市の条例に基づく自転車放置禁止・規制区域に指定されており、歩道などに自転車を放置することを禁止しています。

放置自転車は、中央1丁目駐輪場(右上の図)で90日間保管します。なお、自転車の返還を受ける際には、撤去と保管の費用として、2,710円が必要です。

問 道路保全課 ☎ (632) 2513

中心市街地周辺



レンタサイクルを利用しよう

駅から駅、街から街への移動にはレンタサイクルがとても便利です。

- ▼利用時間 午前8時～午後9時(当日返却)。
- ▼駐輪場名・問い合わせ先 JR宇都宮駅西口 ☎ (621) 7112、JR宇都宮駅東口第1 ☎ (635) 0859、JR宇都宮駅東口第2 ☎ (635) 9722、中央1丁目 ☎ (635) 6843、中央小学校北 ☎ (637) 7918、JR鶴田駅 ☎ (636) 3725、JR雀宮駅東口 ☎ (653) 2241、JR岡本駅西口 ☎ (671) 0201(返却は8カ所のいずれの駐輪場でも可)。
- ▼利用対象 原則、中学生以上。
- ▼利用料金 普通自転車・電動アシスト自転車=1日1回100円。

犬、猫の飼い主さんへ

ID 100584

- ▼犬、猫がいなくなってしまった場合は、すぐに保健所に確認をしましょう 保健所に収容された犬・猫を市で掲載しています。また、市内で保護されている犬・猫の情報が保健所に寄せられることがあります。
- ▼犬、猫に所有明示をしましょう 迷子になってしまった犬や猫が保護された場合、連絡先が分かれば飼い主の元へ戻すことができます。
犬、猫には迷子札（飼主氏名・電話番号などを明記）を、犬には鑑札と狂犬病予防注射済票などを着けましょう。また、動物愛護法の改正により、

- マイクロチップの装着・登録が飼い主の努力義務となりました。
 - ▼猫は完全な室内飼いが一番安心です 交通事故などで、県内で年間5,000頭以上の猫が命を落としています。感染症など、猫にとって外には危険がたくさんあります。猫が外で誰かにふん尿被害、器物破損などの迷惑を掛けているかもしれません。
猫は完全な室内飼いをするようにしましょう。
- ☎生活衛生課 ☎ (626) 1108



イベント関係者の皆さんへ

イベント時の火災事故防止にご協力ください

ID 1003275

☎消防局予防課 ☎ (625) 5506

- お祭りなど、多くの人に参加するイベントで火災が発生すると大きな被害につながります。多くの人々が安心してイベントに参加できるよう、イベント関係者の皆さんは、火災予防にご協力をお願いします。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、手指消毒などのため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは取り扱いを誤ると、火災などを引き起こす恐れがありますので、十分に注意してください。
- 消火器の準備 消火器は、火気器具を使用する人が準備しなければなりません。
 - なお、火気器具などの設置状況に応じて、消火器を複数の方が共同で準備することもできます。
 - 露店等の開設届出 届け出は、原則、露店などを開設する人が行わなければなりません。なお、イベントの主催者や露店などを統括する人が取りまとめて届け出することもできます。詳しくは、右のQ&Aをご覧ください。
 - 消毒用アルコールを設置する場合の注意
 - ▼火気の近くでは使用しないようにしましょう。
 - ▼高温になると、可燃性の蒸気が発生しますので、直射日光が当たる場所などに設置することはやめましょう。
 - ▼詰め替えを行う場合は、通気性の良い場所や常時

- 換気が行える場所を選び、可燃性の蒸気を滞留させないようにしましょう。
- その他 詳しくは、最寄りの消防署・分署に、事前にご相談ください。

／ 知っておきたい /

届け出のQ&A

- Q 対象となるイベントは？
A 一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まるイベントや行事です。近親者によるバーベキューなどは対象にはなりません。
- Q 火気器具には何が含まれるの？
A 液体（ガソリン）や気体（プロパンガス）・固体（炭）などの燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具です。具体的には、コンロやストーブ、発電機、ホットプレートなどです。
- Q どのような消火器を準備すればよいの？
A 消火器は検定の合格表示が付いた業務用消火器を準備してください。
- Q 届け出先はどこ？
A 管轄の消防署・分署に提出してください（届け出様式は市で取り出し可）。

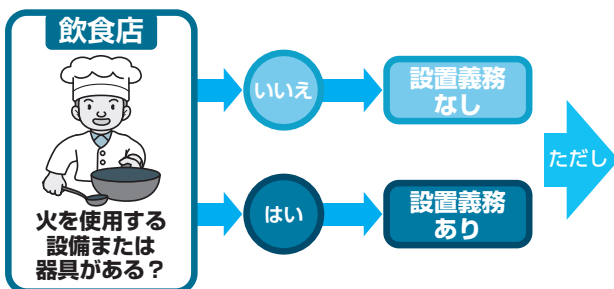
飲食店を営む皆さんへ

火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されています

ID 1016160

☎消防局予防課 ☎ (625) 5506

消防法令の一部改正により、令和元年10月1日から、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務化されています。



以下の装置があれば消火器の設置は免除できます

- ▼調理油過熱防止装置
- ▼自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- ▼その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例 圧力感知安全装置）

